

第3次あやせ 男女共同参画プラン

後期実施計画

令和8(2026)年度～令和12(2030)年度

一人ひとりが すてきに生きよう



綾瀬市男女共同参画シンボルマーク

基本目標	4	基本 施策	10	施策	18	事業数	60
------	---	----------	----	----	----	-----	----



綾 瀬 市

◆成果指標（目標年次:令和12年度）

	項目	前期現状値	前期目標値	前期達成値 (後期現状値)	後期目標値	目標値の設定根拠	
		R2年度	R7年度	R7年度	R12年度		
男女共同参画の推進	1	◆社会全体の男女平等感の向上 社会全体で「男女の地位は平等になっている」と感じている市民の割合(市民意識調査)	12.9%	15.4%以上	8.6% (未達成)	16.7%	国調査結果(全国平均)
	2	◆固定的性別役割分担意識の解消 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えに「反対」「どちらかという反対」と答える市民の割合(市民意識調査)	51.7%	54.2%以上	51.8% (未達成)	64.8%	国調査結果(全国平均)
ワーク・ライフ・バランスの推進	3	◆職場環境の改善 育児休業を「利用できる」と答える市民の割合(市民意識調査)	58.4%	60.9%以上	52.3% (未達成)	54.8%	後期現状値から毎年0.5ポイント増加を見込んだ。
	4	◆ワーク・ライフ・バランスの向上 ワーク・ライフ・バランスが「実現できている」「おおよそ実現できている」と答える市民の割合(市民意識調査)	44.4%	46.9%以上	39.1% (未達成)	41.6%	後期現状値から毎年0.5ポイント増加を見込んだ。
女性活躍の推進	5	◆待機児童の解消 保育所の待機児童数(国定義)	27人	0人	4人 (未達成)	0人	待機児童の解消を目指す。
	6	◆社会における女性の職業観の向上 女性が職業を持つことについて、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」と考える市民の割合(市民意識調査)	39.7%	42.2%以上	57.4% (達成)	59.9%	後期現状値から毎年0.5ポイント増加を見込んだ。
	7	◆職場における男女差別の解消 職場において、女性と男性の扱いが「公平」と感じる市民の割合(市民意識調査)	17.8%	20.3%以上	30.2% (達成)	25.8%	国調査結果(全国平均)
あらゆる性の尊重	8	◆DV被害者支援制度の認知向上 DV被害者の相談窓口があることを知っている市民の割合(市民意識調査)	62.2%	64.7%以上	87.3% (達成)	64.3%	国調査結果(全国平均)
	9	◆LGBTへの社会的理解の向上 LGBT(性的マイノリティ)という言葉の認知度(市民意識調査)	68.0%	70.5%以上	87.3% (達成)	89.8%	後期現状値から毎年0.5ポイント増加を見込んだ。

※国調査結果とは、令和6年度「男女共同参画社会に関する世論調査」(内閣府)による、国全体の調査値を指しています。
 ※市民意識調査は、令和2年度は紙媒体(無作為抽出・郵送)、令和7年度は電子媒体(市公式LINE)で送付しています。

基本目標 1 男女共同参画の推進

基本目標 2 ワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標 3 女性活躍の推進【女性活躍推進計画】

基本施策① 固定的な性別役割分担意識の是正 施策数: 3 事業数: 10

施策1 男女平等意識の普及・啓発

固定的な性別役割分担意識や古くからの慣習などを取り除き、一人ひとりの市民が、性別や国籍によらず、個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現に向け、男女平等意識を向上するための情報提供と意識啓発に取り組みます。
また、災害時の避難所運営等に女性の視点を取り入れるため、男女のニーズの違いを把握した適切な行動計画の策定と運用を推進します。

具体的方策	事業例	目標値（年度）					到達状態	担当課
		R8	R9	R10	R11	R12		
男女平等意識の普及・啓発	1 広報紙等による啓発	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	必要な情報が、広く周知されている	市民活動推進課
	2 市HPでの情報発信	随時	随時	随時	随時	随時	継続的に情報が更新されている	市民活動推進課
	3 イベント等における啓発物品配布等による啓発	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	意識の啓発が図られている	市民活動推進課
市職員への男女平等意識の普及・啓発	4 市役所職員研修の実施	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	男女共同参画や性差別の問題点を把握・理解している職員が育成されている	職員課
防災活動や避難所運営等への女性の視点の取り入れ	5 地域防災計画や避難所運営マニュアルへの女性の視点の取り入れ（女性委員の参画比率）	40%	40%	40%	40%	40%	男女共同の防災活動ができている	危機管理課
	6 女性のニーズに対応した避難所運営支援（人員配置）	全ての避難所	全ての避難所	全ての避難所	全ての避難所	全ての避難所	女性のニーズに対応した避難所運営支援ができている	危機管理課

施策2 学校生活における男女平等教育の推進

性別による差別や偏見等に敏感な視点をはじめとして、男女平等への高い意識を育成するため、義務教育の学学期から少年期まで男女共同参画の視点に立ち、生涯を見通した総合的な男女平等教育の推進を図ります。また、家庭、地域、学校などにおける固定的な役割分担意識を解消するために、教員へ男女平等に関する意識の向上を図ります。

具体的方策	事業例	目標値（年度）					到達状態	担当課
		R8	R9	R10	R11	R12		
男女平等教育の推進	7 男女平等意識の配慮と実践	随時	随時	随時	随時	随時	男女平等観に立ち、お互いを尊重しながら楽しい学校生活を送ることができている	教育指導課
性に関する教育・啓発の推進	8 性に関する教育・指導	随時	随時	随時	随時	随時	お互いの性を理解し尊重し合いながら、協力して学校生活を送ることができている	教育指導課
教員への啓発	9 啓発研修会等の実施	随時	随時	随時	随時	随時	教員の男女平等教育に関する意識の向上が図られている	教育指導課

施策3 家庭や地域における男女平等教育の推進

家庭や地域における男女共同参画社会への認識を深めるための啓発活動を行います。

具体的方策	事業例	目標値（年度）					到達状態	担当課
		R8	R9	R10	R11	R12		
男女平等意識の普及・啓発	10 イベント等における啓発物品配布等による啓発【再掲】	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	意識の啓発が図られている	市民活動推進課

基本施策② 意思決定の場への女性の参画促進	施策数	4	事業数	5
------------------------------	-----	---	-----	---

施策1 審議会等委員への女性の参画促進

本市の附属機関等の女性委員比率は36.9%（R7.4現在）であり、市要綱及び国が市町村に求める目標値（40%以上、60%以下）に向けて、引き続き登用率の向上に取り組み、市の政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

具体的方策	事業例	目標値（年度）					到達状態	担当課
		R8	R9	R10	R11	R12		
各種審議会等委員の選出方法の見直し	1 綾瀬市審議会等の委員への女性の登用推進（女性委員比率の調査）	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	毎年の実態把握により、各審議会等の女性登用が推進されている	市民活動推進課
女性委員比率の設定	2 綾瀬市審議会等の委員への女性の登用率向上	40%	40%	40%	40%	40%	40%以上が達成されている	市民活動推進課

施策2 政治分野への女性の参画促進

平成30年に施行された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づき、政治分野への女性の参画について、意識啓発に取り組みます。

具体的方策	事業例	目標値（年度）					到達状態	担当課
		R8	R9	R10	R11	R12		
政治分野への女性の参画促進	3 市HPでの情報発信【再掲】	随時	随時	随時	随時	随時	継続的に情報が更新されている	市民活動推進課

施策3 事業所・団体における女性の参画促進

市内事業所等へ、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法等の趣旨の浸透を図り、女性の積極的な登用や、女性が能力を十分に発揮できるような環境づくりに向けた意識啓発に取り組みます。なお、主な具体的方策は関連施策である「基本施策⑦ 職業生活における女性活躍の推進」に位置付けています。

具体的方策	事業例	目標値（年度）					到達状態	担当課
		R8	R9	R10	R11	R12		
事業所・商工関係団体への啓発	4 事業所・商工関係団体への情報提供	随時	随時	随時	随時	随時	広く意識啓発が図られている	商工振興課

施策4 地域活動における女性参画の促進

本市自治会における、会長職の女性比率は14.3%（R7.4現在）と国が市町村に求める目標値（10%）を達成している状況にあります。引き続き、地域社会における男女共同参画を推進するために、女性が役員として活躍できる環境整備を図ります。

具体的方策	事業例	目標値（年度）					到達状態	担当課
		R8	R9	R10	R11	R12		
女性役員の就任促進	5 自治会長の女性比率向上	10%	10%	10%	10%	10%	地域活動において女性の参画が促進されている	市民活動推進課

基本施策③ 仕事と家庭生活との両立支援	施策数	1	事業数	1
----------------------------	-----	---	-----	---

施策1 男性の家庭や子育てへの参画の推進

男性が、家庭・子育て等に参画できるような働き方の見直しなど、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）についての普及啓発を図ります。

具体的方策	事業例	目標値（年度）					到達状態	担当課
		R8	R9	R10	R11	R12		
男性の子育てへの参画支援	1 母親・父親教室の実施	年4コース	年4コース	年4コース	年4コース	年4コース	男性も子育てに参画している	こども家庭センター

基本施策④ 働き方改革の推進	施策数	1	事業数	1
-----------------------	-----	---	-----	---

施策1 長時間労働の是正と多様な働き方の推進

男女がともに多様な働き方・生き方を選択し、一人ひとりの能力が十分に発揮できるよう働き方の見直しなど、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）についての普及啓発を図ります。また、国などが実施する関連支援施策を事業所等へ情報提供し、利用を促します。

具体的方策	事業例	目標値（年度）					到達状態	担当課
		R8	R9	R10	R11	R12		
育児・介護休業制度の普及促進ならびに各種支援事業の情報提供	1 事業所等における育児・介護休業制度の普及促進ならびに各種支援事業の情報提供	随時	随時	随時	随時	随時	広く意識啓発が図られている	商工振興課

基本施策⑤ 総合的な子育て支援の促進 施策数: 1 事業数: 9

施策1 子育て支援サービスの充実と質の向上

保育を理由とするやむを得ない離職をなくし、男女が共に責任を分かち合い、仕事と家庭生活の両立が可能となるよう、保育所の定員増など受入れ体制を拡充するとともに、ライフスタイルの変化により多様化する保育ニーズに対応するため、弾力的で多様な子育て支援サービスの充実を図ります。

具体的方策	事業例	目標値（年度）					到達状態	担当課
		R8	R9	R10	R11	R12		
放課後の児童健全育成事業の推進	1 放課後児童クラブの運営(待機児童数)	0名	0名	0名	0名	0名	子育てと仕事の両立が可能となっている	保育課
保育所整備事業の充実	2 民間保育所等の整備(待機児童数(国定義))	0名	0名	0名	0名	0名	待機児童が解消されている	保育課
多様な保育サービスの提供	3 延長保育事業	15園	15園	15園	15園	15園	子育てと仕事の両立が可能となっている	保育課
	4 一時保育事業	6園	6園	6園	6園	6園	子育てと仕事の両立が可能となっている	保育課
	5 病児保育事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	子育てと仕事の両立が可能となっている	保育課
	6 ファミリー・サポート・センター事業	継続	継続	継続	継続	継続	子育てと仕事の両立が可能となっている	こども家庭センター
保育サービスの情報提供や入所支援	7 保育コンシェルジュの設置	2名	2名	2名	2名	2名	各家庭のニーズにあった保育サービス利用に向けた支援ができています	保育課
父親・母親教室、子育て教室、思春期健康相談の充実	8 子育て講座の充実(実施事業数)	5事業	5事業	5事業	5事業	5事業	子育てのイライラやストレスを減らし、良好な親子関係を築く支援ができています	こども家庭センター
子育てに関する相談支援体制の確保	9 子育て相談事業	随時	随時	随時	随時	随時	相談支援体制が整備されている	こども家庭センター

基本施策⑥ 介護を社会全体で支える環境づくり 施策数: 1 事業数: 5

施策1 介護サービスの充実と質の向上

介護を理由とするやむを得ない離職をなくし、男女が共に責任を分かち合い、仕事と家庭生活の両立が可能となるよう、介護支援提供基盤の整備を推進し、必要な介護サービスを身近に利用できる地域包括ケアシステムや介護予防の取り組みを通じて、家庭内における介護負担を軽減します。また、併せて関連事業の周知を図ります。

具体的方策	事業例	目標値（年度）					到達状態	担当課
		R8	R9	R10	R11	R12		
介護サービスの充実	1 地域密着型サービス事業所の整備(認知症対応型共同生活介護の事業所数)	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所	要介護認定者に対し、介護保険サービスに加えて、適切な福祉サービスの提供が行われ、福祉の向上が図られている	高齢介護課
介護予防の推進	2 元気高齢者の社会参加の促進(アクティブ・シニア応援窓口(社会参加)のマッチング件数)	300件	300件	300件	300件	300件	高齢者の社会参加の促進により、健康寿命の延伸が図られている	高齢介護課
介護サービスの充実と介護予防の推進	3 地域包括ケアシステムの推進(在宅療養相談室の設置)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	地域や個人が抱える生活課題を解決するための、包括的な支援体制が整備されている	地域包括ケア推進課

介護に関する相談支援体制の確保	4	地域包括支援センターでの相談事業の実施(地域包括支援センターの設置)	4か所	5か所	5か所	5か所	5か所	相談支援体制が整備されている	地域包括ケア推進課
介護に関するサービスや相談窓口等の周知	5	「あやせいいき健康だより」の作成・配布	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	市民に周知されている	地域包括ケア推進課

基本施策⑦ 職業生活における女性活躍の推進 施策数: 2 事業数: 8

施策1 女性の就労とキャリアアップへの支援

女性に対する就労やキャリアアップ支援のほか、女性管理職の登用促進によるロールモデルの創出等により、子育てや介護などで離職した女性の再就職を後押しするとともに、女性の職業分野における活躍を推進します。また、子どものうちから、将来の社会的・職業的な自立に向けて、基盤となる能力や態度を育てるためのキャリア教育を推進します。

具体的方策	事業例	目標値(年度)					到達状態	担当課
		R8	R9	R10	R11	R12		
女性の能力開発とキャリアアップ支援	1 女性就労等支援事業補助金の活用促進(交付数)	5名	5名	5名	5名	5名	子育て中の女性の再就職やキャリアアップが促進されている	市民活動推進課
女性に対する創業支援	2 創業相談(あやせ創業支援プラットフォームでの女性の創業に係る相談(比率))	50%	50%	50%	50%	50%	女性の創業(活躍)が促進されている	商工振興課
女性の職域拡大	3 ものづくりの現場における女性活躍事例の情報発信	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	継続的に情報が発信されている	商工振興課
女性に対する就業支援	4 ジョブスポットあやせでの就業相談対応(女性の就業に係る相談(比率))	50%	50%	50%	50%	50%	身近なハローワークとして、就業支援が実施されている	商工振興課
女性に対する就業支援	5 マザーズハローワークの情報提供	随時	随時	随時	随時	随時	継続的に情報が発信されている	商工振興課
子どもへのキャリア教育	6 小・中学校でのキャリア教育の実施	随時	随時	随時	随時	随時	児童・生徒の社会的・職業的自立に向け、必要な力が育てられている	教育指導課

施策2 女性が働きやすい職場環境の確保

女性用トイレや更衣室の設置など、女性の雇用拡大と定着につながるような職場環境の整備のほか、時差勤務や在宅勤務といった多様な働き方の取り組みを推進することで、女性が働きやすい職場環境をつくります。また、国などが実施する関連支援施策を事業所等へ情報提供し、利用を促します。

具体的方策	事業例	目標値(年度)					到達状態	担当課
		R8	R9	R10	R11	R12		
職場環境の整備	7 ダイバーシティー経営推進補助金の活用促進(交付数)	2件	2件	2件	2件	2件	市内事業所の環境整備が促進されている	商工振興課
関連支援施策の情報提供	8 事業所等への関連支援施策の情報提供	随時	随時	随時	随時	随時	継続的に情報が提供されている	商工振興課

基本目標 4 あらゆる性の人権尊重

基本施策⑧ 人権意識の向上 施策数: 1 事業数: 4

施策1 あらゆる性に関する人権意識の向上

性差による偏見を是正し、男女平等な社会を形成するために、ジェンダーにとらわれない意識の醸成や固定的な性別役割分担意識の解消が必要です。そこで、性の多様性の理解とともに、あらゆる性に関する人権尊重への意識啓発に取り組みます。

具体的方策	事業例	目標値（年度）					到達状態	担当課
		R8	R9	R10	R11	R12		
あらゆる性に関する人権意識啓発	1 広報紙等による啓発	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	必要な情報が、広く周知されている	市民活動推進課
	2 市役所職員研修の実施【再掲】	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	男女共同参画や性差別の問題点を把握・理解している職員が育成されている	職員課
	3 人権擁護委員による啓発活動の実施	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回	市民への意識啓発が図られている	市民課
	4 講座の実施	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	性別にとらわれない人権意識を高める機会の充実が図られている	生涯学習課

基本施策⑨ 相談・支援体制の充実 施策数: 2 事業数: 8

施策1 各分野における相談支援体制の確保

障がい者、高齢者、外国人市民、ひとり親家庭など、生活上の困難を抱えている方への人権配慮の観点から、必要な支援に適切に繋がれるような相談支援体制を確保します。

具体的方策	事業例	目標値（年度）					到達状態	担当課
		R8	R9	R10	R11	R12		
各種相談支援体制の充実	1 行政通訳員の配置	4言語配置	4言語配置	4言語配置	4言語配置	4言語配置	多言語での相談対応が可能となっている	市民活動推進課
	2 外国語通訳コールセンターの運用	8言語対応	8言語対応	8言語対応	8言語対応	8言語対応	多言語での相談対応が可能となっている	市民活動推進課
	3 障がい児者相談支援センターでの相談支援事業の実施(相談員の配置日数)	週5日	週5日	週5日	週5日	週5日	障がい児者の生活を総合的に支援している	障がい福祉課
	4 地域包括支援センターでの相談事業の実施(地域包括支援センターの設置)【再掲】	5か所	6か所	6か所	6か所	6か所	地域の高齢者の生活を総合的に支援している	地域包括ケア推進課
	5 人権擁護委員による人権相談の実施	月1回	月1回	月1回	月1回	月1回	人権問題に関する相談支援体制が確保できている	市民課
	6 ひとり親家庭等の相談の実施	随時	随時	随時	随時	随時	ひとり親家庭の生活の安定と自立が促進されている	こども家庭センター

施策2 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの保障

人権の一つである「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」を保障するため、男女の生涯にわたる“性と生殖に関する健康”に向けた取り組みを推進します。

具体的方策	事業例	目標値（年度）					到達状態	担当課
		R8	R9	R10	R11	R12		
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・啓発	7 妊婦健康相談	随時	随時	随時	随時	随時	相談支援体制が整っている	こども家庭センター
	8 女性特有のがん検診の実施	随時	随時	随時	随時	随時	がんの早期発見と疾病予防に向けた支援体制が整っている	医療健康課

基本施策⑩ DV等の防止【DV防止基本計画】

施策数: 2

事業数

9

施策1 DV等の防止に向けた啓発

DVやセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪等の暴力は、人権を侵害し、男女共同参画の推進を阻害する重大な問題です。こうした暴力の根絶に向けて、暴力は重大な人権侵害であるという認識を広く浸透させ、暴力を許さない社会の意識醸成に取り組みます。

具体的方策	事業例	目標値（年度）					到達状態	担当課
		R8	R9	R10	R11	R12		
DV等防止に向けた意識啓発	1 市職員(新任管理職)に対する研修の実施	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	セクハラに関する正しい理解をできる職員が育成されている	職員課
	2 DVやハラスメント防止に関する啓発活動の実施(人権週間等)	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回	被害者の早期発見、早期対応を図るため、DV等防止の啓発が進んでいる	市民課
	3 市HPでの啓発	随時	随時	随時	随時	随時	継続的に情報が更新されている	市民課

施策2 DV等の被害者への支援

DV等の被害者が安心して相談できるよう、安全と秘密の保持に配慮した相談環境の確保に努めるとともに、被害者の精神的負担を軽減し、具体的な解決につなげるための自立に向けた支援を行います。また、庁内関係課との連携や、県等のネットワークを通じた情報交換や事例検討により支援の充実を図るとともに、研修会等により相談員の知識や技能の向上を図ります。

具体的方策	事業例	目標値（年度）					到達状態	担当課
		R8	R9	R10	R11	R12		
DV相談	4 市役所におけるセクハラ相談体制の確保	2名	2名	2名	2名	2名	相談支援体制が確保されている	職員課
	5 DV相談員によるDV相談の実施	週5日	週5日	週5日	週5日	週5日	相談窓口の周知とともに、専門性の高い相談員を確保できている	市民課
	6 DV相談員の研修	年3回	年3回	年3回	年3回	年3回	相談員の専門性を向上させ、相談者に配慮した支援が行われている	市民課
	7 関係機関との連携(要対協等)	随時	随時	随時	随時	随時	相談や支援に関わる国等の関係部署との連絡会議や情報交換等を行い、被害者支援のための連携が図られている	市民課
人権相談	8 DV等を市HP等で情報提供	随時	随時	随時	随時	随時	継続的に必要な情報が提供できている	市民課
	9 人権擁護委員による人権身上相談の実施	月1回	月1回	月1回	月1回	月1回	市民への相談支援体制が確保されている	市民課